

# ごみ集積所の 管理充実の取組を 支援します



令和4年10月から開始となる戸別収集の実施に当たり、集合住宅におけるごみ集積所の適正な管理をより一層推進するため、ごみ集積所の管理の充実に資する事業を行う団体等に対して「武蔵村山市ごみ集積所管理充実支援補助金」を交付します。

## 補助の対象となる経費

- ごみ集積設備の購入（集合住宅敷地内に新たに設置する場合）
- 周知啓発用チラシの作成
- 周知啓発用看板の作成
- 監視カメラの購入及び設置（集合住宅敷地内に新たに設置する場合）
- その他市長が認めるもの  
例）清掃用具の購入など、ごみ集積所の管理に必要な物品購入費等



## 補助金交付額

補助対象経費の3分の2（上限10万円）

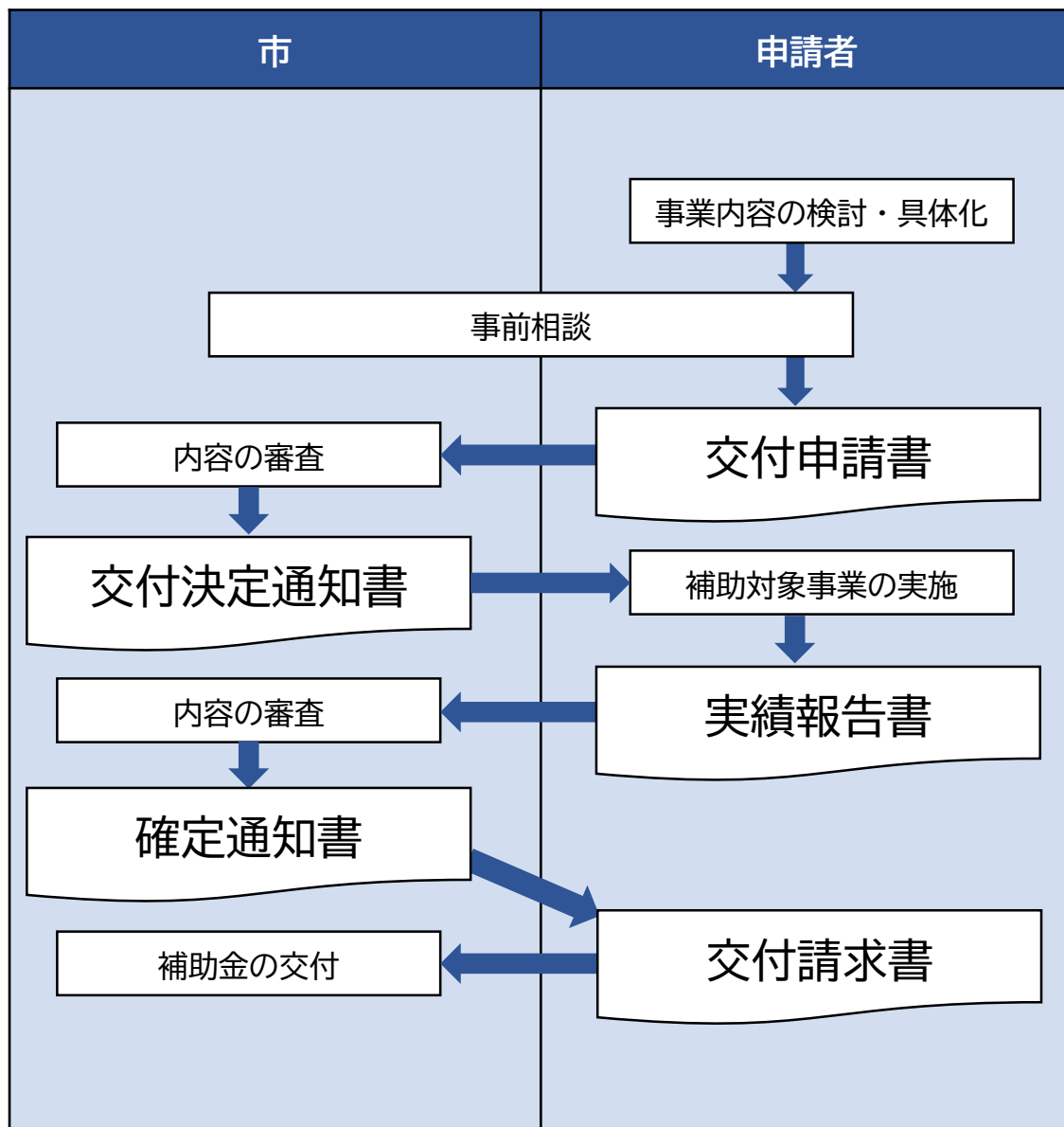


## 補助金の交付を受けられる団体等

- 武蔵村山市内の自治会
- 管理会社等（集合住宅の管理運営等を行う法人、管理組合、入居者等で組織する団体又は集合住宅を所有する個人）



## 申請の流れ



- ※ 交付決定前に実施した事業については、補助の対象外です。補助金の交付を受ける場合は、交付決定を受けた後に着手してください。（交付申請後、交付決定まで1か月程度お時間をいただくことがあります。）
- ※ 補助対象事業実施後の実績報告に当たっては、支出を証する書類（領収書）が必要です。
- ※ 実績報告書は、令和5年3月31日までに提出してください。
- ※ 交付決定後、事業内容を変更または中止する場合は、別途申請が必要です。

## 申請書等の配布場所

市ホームページ  
へのQRコード

申請書は、市役所ごみ対策課の窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。



## 問合せ先

武蔵村山市役所 協働推進部 ごみ対策課  
☎042-565-1111（内線292～294）

